

## 大阪府後期高齢者医療広域連合告示第37号

平成27年9月23日から大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、大阪府後期高齢者医療広域連合公文書等の中に「大阪府後期高齢者医療広域連合長」とあるのは、「大阪府後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「大阪府後期高齢者医療広域連合長 竹内 脩」とあるのは、「大阪府後期高齢者医療広域連合長職務代理者 大阪府後期高齢者医療副広域連合長 松本 昌親」と読み替える。

平成27年9月18日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 竹内 脩